

配偶者暴力防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律) **があなたの力になります。**

*** 暴力の被害者を保護支援します ***

法が言う「配偶者からの暴力」とは、**身体的暴力、精神的暴力、性的暴力** です

身体的暴力	平手でうつ 足でける 物でなぐる げんこつでなぐる 刃物をつきつける 引きずりまわす 首をしめる 腕をねじる など
	身体的暴力は、たとえ配偶者間で行われても 傷害罪・暴行罪に当たる違法な行為です。 (検挙するかどうかは被害者の意思が尊重されます。)
精神的暴力	大声でどなる 暴言を繰り返す 交友関係を制限する、監視する 何を言っても無視して口をきかない ものをこわして議論を封じる 生活費を渡さない なぐるそぶりをしておどす など
性的暴力	性行為を強要する 避妊に協力しない 中絶を強要する など

保護と支援の制度は次の場合も適用になります。

事実婚の配偶者からの暴力

暴力を受けた後に離婚 (事実婚解消を含む) した配偶者からの暴力

別居中の配偶者からの暴力

国籍や在留資格を問わず、日本にいるすべての外国人被害者にも適用されます。

恋人につきまとわれたり脅されている場合は、ストーカー規制法等があなたの力になります。警察に御相談ください。

☎ 相談窓口一覧 ☺

♡ **配偶者暴力相談支援センター (山梨県女性相談所)**

☎ 電話相談 **055-254-8635** (相談専用)
【月曜日～金曜日】午前9時～午後5時

☺ 面接相談 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ2階
【月曜日～金曜日】午前9時～午後3時

♡ **山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合**

☎ 電話相談 **055-237-7830** (相談専用)
【火曜日～日曜日】午前9時～午後5時

☺ 面接相談 甲府市朝気1-2-2 (厚生年金会館隣)
【火曜日～日曜日】午前9時～午後4時

♡ **女性の人権ホットライン (甲府地方方法務局人権擁護課)**

☎ 電話相談 **055-252-0430** (相談専用)
【月曜日～金曜日】午前8時30分～午後5時

☺ 面接相談 甲府市北口1-2-19 甲府地方合同庁舎
【月曜日～金曜日】午前9時～午後4時

♡ **警察署 緊急の場合は 110番**

甲府警察署 055-232-0110

南甲府警察署 055-243-0110

南アルファ警察署 055-282-0110

韮崎警察署 0551-22-0110

長坂警察署 0551-32-3111

鯉沢警察署 0556-22-0110

南部警察署 05566-4-3301

市川警察署 055-272-0110

笛吹警察署 055-262-0110

日下部警察署 0553-22-0110

塩山警察署 0553-32-0110

都留警察署 0554-45-0110

富士吉田警察署 0555-22-0110

大月警察署 0554-22-0110

上野原警察署 0554-63-0110

関係機関 甲府公証役場 055-252-7752

大月公証役場 0554-23-1452

(財)法律扶助協会山梨県支部 055-235-7202

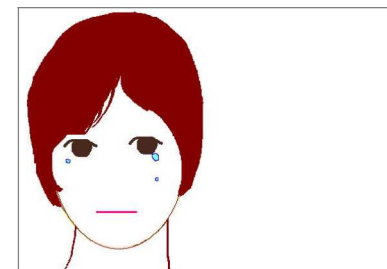


暴力をふるわれてもいい人はいません

NO!
ドメスティック・バイオレンス

～配偶者からの暴力の防止と被害者の支援リーフレット～

平成16年12月 山梨県企画部県民室男女共同参画課)



*** 配偶者からの暴力に悩んでいる人が
あなたのまわりにいたら...**

悪いのは被害者ではなく、暴力をふるう側です。
孤立している被害者の力になってください。

*** あなた自身が被害者なら...
あきらめないで相談してください。**

あなたの話を聞きます。
あなたを守る手立てがあります。
あなたが自立する支援をします。

**解決への
一歩を踏み出す
のは、
あなた自身です。**



ひとりでは生活できない
混乱してどうしていいかわからない
私のがまんが足りない
とにかく怖い
ひとに知られたら恥ずかしい
実家の親に心配かけたくない
どうせ誰も助けてくれない
本当は悪い人じゃない
私になんとかしなくては
子どもを巻き込みたくない
アドバイスされても私は何もできない

あなたを守る制度

*一時保護

配偶者から逃れて一時的に避難したいときは、配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)へ御相談ください。必要な場合、被害者を短期間施設に保護します。

*保護命令

身体的暴力の被害者を守るために、裁判所が加害者に対し出す命令のことです。

保護命令には2つの種類があります。

<1> 接近禁止命令

加害者に対し、6か月間、被害者や被害者と同居する子どもにつきまったり、住居、勤務先など被害者や子どもが通常いる場所の近くをはいかいたりすることを禁止するものです。

<2> 退去命令

加害者に対し、2か月間、家から出て行くよう命ずるものです。この退去命令は、夫婦が生活の本拠を共にする場合のみ、出されます。

保護命令を出してもらうには、暴力の状況や事情を書いた申立書を、地方裁判所に提出します。

詳しい手続きについては配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)へ御相談ください。

*発見者からの通報

配偶者からの身体的暴力の被害者を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければなりません。

*緊急避難

暴力を受けて緊急に避難する場合は、最寄の警察署や交番に駆け込んでください。

*警察の援助、被害の防止

警察官が、身体的暴力の制止や被害者の保護などを行います。身体的暴力の被害者からの申出により、被害の防止のための援助をします。

*関係機関の連携協力

被害者の保護と自立支援のために、様々な関係機関が連携しています。

あなたの相談に乗る機関からのメッセージ

配偶者暴力相談支援センター(山梨県女性相談所)

あなたの幸せのために

配偶者からの暴力を受け、
どうすればよいのかわからない。
そんな時に御相談ください。



面接相談 電話相談 一時保護

婦人相談員が悩み事の相談相手になり、
助言・支援を行います。

秘密は固く守ります。

警察署

夫やパートナーからの暴力、待ち伏せや無言電話などのつきまとい等の行為及びこれらを反復して行うストーカー行為などは犯罪であり、決して許されるものではありません。

警察では、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを強化しており、すでに多くの方が警察に相談することで問題を解決しています。

これらの問題を抱えて悩んでいたり困っている人があれば、被害がより深刻になる前に、住所地を管轄する警察署に相談してください。もちろん秘密は厳守しますし、関係機関等と連携・協力のもと、相談者の意思を十分に尊重した対応を行います。

早めの相談が早期解決につながります。

いずれの相談も費用無料です。
電話番号や相談受付時間は裏面を御覧ください。

山梨県立男女共同参画推進センターぴゅあ総合

様々な不安や悩みを抱える女性のために
女性総合相談を行っています。

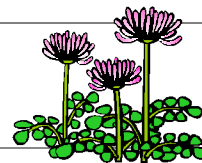
～お力になります こんな時～

- * 自分自身の悩み
- * 配偶者からの暴力
- * 家庭や家族の悩み
- * 職場における悩み

- ・困ったとき、苦しいとき、ひとりで悩まないで、まずはお電話ください。
- ・相談員(女性)がお話を聞き、一緒に考えます。
- ・土曜日、日曜日も受け付けています。
(月曜日、祝日の翌日、年末年始は休みです。)
- ・秘密は厳守します。
- ・電話、面接とも匿名可です。お気軽にどうぞ。

女性の人権ホットライン

(甲府地方法務局人権擁護課)



Q 女性の人権ホットラインとは...?

A 法務省では、悩みを持った女性が気軽に相談できる専用の相談窓口として「女性の人権ホットライン」を設けました。

Q どんな相談を受け付けているの...?

A 職場における男女差別やセクシャル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力、家庭内の問題などの女性に対するあらゆる人権侵害についての相談を受け付けています。
秘密は厳守します。安心してお話しください。

Q 誰が相談に応じているの...?

A 法務大臣から委嘱された人権擁護委員及び法務局の職員が相談に応じています。